

平成 27(2015)年 3月

高島市 生活困窮者 自立支援の手引き

平成 26 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業

高島市/社会福祉法人 高島市社会福祉協議会

目 次

はじ	めに	2
1章	生活困窮者とは	3
	1. 生活困窮の背景にあるもの	3
	2. 高島市地域福祉計画における整理	4
	3. 高島市における生活困窮者像とは	6
2章	高島市が目指す生活困窮者支援のあり方	7
	1. 生活困窮者自立支援制度の理念	7
	2. 高島市地域福祉計画における基本的な支援方策	9
	3. 高島市における生活困窮者支援の4つの基本理念と10の活動方針	10
3章	推進体制の整備	16
	1. 行政と社会福祉協議会が一体となった事務局体制	16
	2. 庁内関係部局との連携体制の構築	17
	3. 社会福祉協議会の総合相談支援体制	18
	4. 官民協働、多分野協同の関係機関・団体ネットワークの構築	20
4章	自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」	23
	1. つながり応援センターよろずの業務	24
	2. 運営体制(人員配置)	26
	3. つながり応援センターよろず運営委員会	27
	4. 相談支援の流れ	27
資料網	扁 高島市自立相談支援事業実施要領	39
	高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱	42
	高島市自立相談支援事業支援調整会議開催要領 高島市家計相談支援事業実施要領	43 44
	同岛中多可怕或又拔争未关地安良 用語解説	46
	平成 25 年度生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会記録	47
	平成 26 年度生活困窮者支援に関する方策検討会議記録	50

●本手引きにおける「障がい」の表記について

原則として人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法令上の用語として使用されているものや 固有名詞に限り「障害」と表記しています。

はじめに

少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、長引く景気の低迷などを背景に、社会的な孤立の広がりや貧困問題が顕在化し、地域において、いくつもの課題を抱えながらも発見されない、制度の狭間で支援の手が届かないといった実態があります。

これらの人々の存在が大きな社会問題となる中、国においては平成25年12月、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)が成立し、平成27年4月から施行されることとなりました。この制度は、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を柱に、一人ひとりの状況に応じて、居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供するものです。

法が整備され生活困窮者への支援策が具現化されようとしていますが、この高島市にあって、生活に困り果て生きる力も望みも持てずに暮らしている人たちの現況や、その人たちがどれほどおられるのかということは、個別のケースに関わる専門職はその分野の現状をある程度把握しているものの、高島市全体としてとらえきれていません。

私たちは、平成25年度に「生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会」を立ち上げ、その実態を明らかにしていくことからはじめました。その議論は2年におよび、未だ続いていますが、法の施行を目前にして、高島市における生活困窮・社会的孤立の問題をどう解決していけばよいのか、2年間の議論から導き出した「生活困窮者支援のあるべき姿」を、その理念、活動指針、具体的な支援体制等々についてまとめることにしました。これが「高島市生活困窮者自立支援の手引き」です。

こののち、この議論に参加いただいた関係者・機関を中心に、支援体制を確立させ、さまざまな支援策を実施していきますが、どのような支援策が有効なのか、生活困窮者の自立に確たる道筋が立てられるのか、現時点では全くの未知数です。今後、議論の場は、支援体制の中核となる自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」運営委員会に移しますが、高島市の生活困窮者支援のあるべき姿を追い求め、協議と実践を繰り返しながら、誰もが暮らし続けたいと思える高島市の創造を目指していきます。

本手引きの作成にあたっては、「平成 25 年度生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会 (事務局:高島市社協)」および「平成 26 年度生活困窮者支援に関する方策検討会議(事 務局:高島市・高島市社協)」で座長を務めていただいた、神戸学院大学の藤井博志教授に 熱心にご指導賜りました。藤井先生はじめ、ご多用の中議論に加わっていただきました関係 者の皆様に、この場をお借りして心より感謝を申し上げる次第です。

平成27年3月

高島市• 社会福祉法人高島市社会福祉協議会

第1章

生活困窮者とは

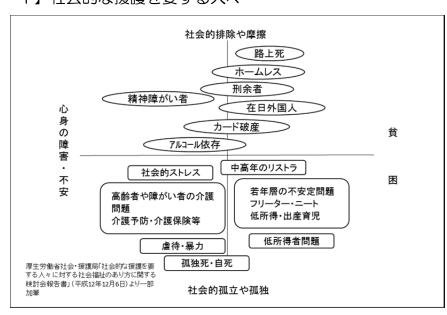
1. 生活困窮の背景にあるもの

生活困窮者は、生活困窮者自立支援法第2条で『この法律において「生活困窮者」とは、 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をい う。』と定義されています。

もともとこの法律は、増え続ける生活保護受給者を抑制することをひとつの目的として作られたものですので、法律の文面を見る限りにおいては、生活困窮者イコール経済的困窮者ととらえられるかもしれません。しかし、生活の困りごとは経済的な困窮だけとは限りません。ほんの些細なつまずきから次第に生活課題が膨らんで、身動きが取れなくなっている人がいます。課題が課題を生み、積み重なっていく状態です。そういった人たちに多く見られるのは、地域住民や親族との関係が少しずつ薄くなっていき、果ては全く孤立してしまって、誰からも見向きもされずに息を殺して生活をしているということです。いわゆる社会的孤立者です。

現に、高島市の生活保護に関する相談からも、経済的課題だけでなく複合的課題を抱えている世帯や、良好な人間関係が築けない、血縁や地域との関係が途切れている人たちが数多くいるという実態が見えてきます。

生活困窮の概念は、下の【図1-1】のように経済的困窮の背景としての社会的孤立やさまざまな社会的排除状態も含む広い概念へと発展してきており、経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならないということが、この問題の根深さを示す根拠になっています。



【図1-1】社会的な援護を要する人々

2. 高島市における生活困窮者像とは

このように、生活困窮者をひとくくりにすることは難しく、経済的困窮と社会的孤立を背景とした、生活のしづらさを抱えた人とはどのような状態の人をいうのか、明確な像として浮かび上がってはきていませんが、平成25年度に開催した「生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会(高島市社協主催)」においては、以下のような意見がありました。(一部平成26年度意見も含む)

貧困に陥る稼働年齢層

●高島市は、1,000人に6人が生活保護受給者(6%=「6パーミル」といいます。)で、世帯数は230です。今までは過半数を高齢者世帯が占めていましたが、現在は高齢者世帯でも障がい者世帯でもない世帯、傷病者世帯が増加しています。また、複合的課題を抱えている世帯が多く、良好な人間関係が築けない、血縁、地域との途絶などが見受けられます。 (社会福祉課)

孤立する高齢者

●高齢化率に比例して相談件数が増加しています。生計、虐待、障がいなど年間約1,200件の相談が地域包括支援センターに寄せられます。高齢者虐待が増加しており、同居者からの虐待や、金銭搾取など地域から見えにくい問題に困難さを感じています。

(地域包括支援センター)

●高島市は高齢化率が高く、また、世帯の3割が自治会未加入です。集合住宅では表札も上がっていない世帯すらあります。高齢者でひきこもり状態の人も多いのではないでしょうか。 (民生委員)

ひきこもり状態にある方

●ひきこもりの人の支援体制の整備が進んでいません。ひきこもり当事者、その親共々に高齢化が進んでいます。ひきこもり当事者への偏見もあります。発見しても必要な支援にまでつながっていきません。また、支援策そのものが少ないことも問題であると思います。 (当事者組織)

サービスにつながらない障がい者

●知的障がい者、精神障がい者からの相談が多くあります。また、発達障がい者や精神障がい者の相談では、簡単に制度サービスにつながるようなことだけではありません。一般就労での定着支援、発達障がい者の就労継続支援が増加しています。社会とのつながりのト

レーニングが必要です。また、当事者を含む家族支援と分野を超えた支援が必要です。 (障がい者支援機関)

DV被害や薬物依存症の女性

●貧困、薬物依存症などの課題を抱えている女性がいます。それぞれの方が抱えている問題 の背景が大きくなっています。生活保護や施設での生活にとどまらず、その人らしい生き 方につながる支援が必要です。

(女性支援のNPO法人)

貧困世帯の子ども

●保護者の傷病や世帯の低所得などによる貧困のため、学校に行けない子どもがいます。また、障がいや社会経験の不足などにより人間関係の構築が難しく、社会関係の弱い子どもが引きこもりや生活困窮者になっていく可能性が高いように思います。教育と福祉の連携不足が根幹の問題としてあるのではないでしょうか。

(研究者)

排除される刑余者

●刑期を終えた人の社会復帰が難しい事案があります。生活ができないため、犯罪を繰り返すしかない事実が見受けられます。

(社会福祉法人関係者)

3. 高島市地域福祉計画における整理

生活困窮者の範囲は明確ではありませんが、さまざまなデータから、生活困窮に陥りやすいと思われる人を把握することは可能であると考え、市の地域福祉計画(平成26年度は第2次計画の中間見直し年)に必要なデータを記載しました。また、「生活困窮者に対する自立支援」を新たに計画の項目に加え、その支援の方向を明らかにしました。(9ページ参照)

「髙島市地域福祉計画(平成26年度第2次計画中間見直し)より引用」

第2章 1 (4) 生活困窮者の状況

生活困窮者については、法律で規定されている定義をどのようにとらえ、どこまでを支援の範囲とするのかが明確ではありません。しかし、行政で把握していること、社会福祉協議会や関係機関で把握していること、地域住民からの声など、さまざまな手法で、生活困窮者もしくは生活困窮に陥るおそれがあると思われる方々の実態を明らかにしていくことが必要です。下表(表 1)は、生活困窮に陥る可能性が高いと思われる因子の数量調査のデータです。ただし、これは一部のカテゴリーであり、まだまだ潜在的な生活困窮者は多いと思われます。今後、様々な支援施策を展開していく中で、現れてくる実態を把握していくことが必要です。

【表1 高島市における生活困窮者把握のための参考データ】

生活保護相談件数(a)※1	122	件	住民税非課税世帯数※5	5, 098	世帯
生活保護受給件数(b)※1	42	件	住民税·国保税現年度滞納件数※6	1, 419	件
生活保護ボーダー数(a-b)※1	80	件	介護保険料滞納者数※7	193	人
生活保護 受給者および世帯数※2	366/	人/	水道料金滞納世帯・水栓数※8	2, 549	件
	248	世帯	生活福祉資金利用世帯数※9	157	件
65 歳以上二人暮らし世帯数※3	3, 396	世帯	小口資金貸付事業利用者数※9	26	件
65 歳以上単独世帯数※3	1,694	人	準要保護世帯数※4	296	件
小中学校不登校児童·生徒数(年間)※4	55	人	児童扶養手当受給者数※10	392	世帯

平成26年7月末実施【生活困窮者の現状把握調査(社会福祉課)】

- ※1. 生活保護相談件数、受給件数およびボーダー数は、平成25年度の年間数【社会福祉課】
- ※2. 生活保護受給者および世帯数は、平成26年3月末時点の数【社会福祉課】
- ※3.65歳以上二人暮らしおよび単独世帯数は、平成22年国勢調査による【情報統計課】
- ※4. 小中学校不登校児童・生徒数および準要保護世帯数は、平成25年度の年間数【学校教育課】
 - ★準要保護世帯とは、生活保護世帯以外で、世帯に一定の経済的困窮とみなされる条件があり、補助が 必要であると教育委員会が認定する世帯
- ※5. 住民税非課税世帯数は、平成25年3月末時点での数【税務課】
- ※6. 住民税・国保税現年度市税滞納件数は、平成25年5月末時点での数【納税課】
- ※7. 介護保険料滞納者数は、平成25年5月末時点での当該年度分を含まない滞納繰越の数【長寿介護課】
- ※8. 水道料金滞納世帯・水栓数は、平成25年3月末時点での上下水道の合計数【上下水道課】
- ※9. 生活福祉資金・小口資金貸付事業利用世帯数は、平成27年1月時点での数【高島市社会福祉協議会】
- ※10. 児童扶養手当受給者数は、平成25年3月末時点での数【子育て支援課】

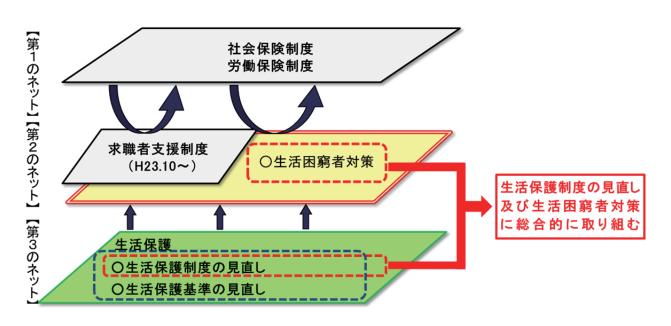
第2章 高島市が目指す生活困窮者支援のあり方

1. 生活困窮者自立支援制度の理念

(1)制度の意義

一般的に、社会保険や労働保険など、雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の支援施策は第2のセーフティネットと呼ばれています。生活困窮者自立支援制度は、この第2のセーフティネットを拡充することで、包括的な支援体系を強固にしていくものです。具体的には、生活に困窮している人に対して、生活保護の受給に至る前の段階でさまざまな対策を講じ、生活の再建と自立の促進を図ることが目的です。第2のセーフティネットには、早期の対応によって生活困窮者の課題が深刻化・複雑化することを防ぐという大きな役割があるということを意味し、決して生活保護の受給を制限するものではありません。第2のセーフティネットの支援が及ばない人には生活保護制度に適切につなぐなど、第1から第3のセーフティネットがお互いに補完し合いながら、生活困窮者の自立を支援していく総合的な仕組みづくりを目指そうというものです。

【図2-1】生活困窮者自立支援制度における第2のセーフティネット拡充のイメージ



(資料:全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)社会・援護局資料から抜粋)

(2)制度が目指す「2つの目標と5つの支援のかたち」

厚生労働省 社会・援護局は、生活困窮者自立支援制度の目指す方向や、推進上の留意点等を「2つの目標と5つの支援のかたち」で示しています。

2つの目標

〇生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本 人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

〇生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意する とともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造 していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、 支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

5つの支援のかたち

〇包括的な支援

生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の 課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

〇個別的な支援

生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

〇早期的な支援

真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

〇継続的な支援

自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

〇分権的・創造的な支援

主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

2. 高島市地域福祉計画における基本的な支援方策

平成26年度の第2次高島市地域福祉計画の中間見直しにおいて、新たに「基本方針4 生活困窮者に対する自立支援」を盛り込みました。

なお、ここでいう「自立支援」とは、単に「経済的自立のための支援(就労自立支援)」だけではなく、それぞれの住民の抱える問題や能力に応じ、日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)や、社会的なつながりを回復・維持して社会参加するなど、社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)を含むものです。

基本方針4 生活困窮者に対する自立支援

重点課題1 生活困窮者自立支援サービスの提供体制の整備

生活困窮者の自立支援を一元的に行う「生活困窮者自立相談支援セン	高島市
ター」を立ち上げ、専任の職員を配置します。	市社協
生活困窮者の属性によらず包括的に支援するために、社会福祉協議会 や社会福祉法人、NPO法人や当事者支援団体など、多様な関係機関が 連携できる体制を整備します。	高島市市社協
失業等により、賃貸住宅等の家賃の支払いが困難になった世帯に対 し、一時的に家賃を助成する事業を実施します。	高島市

重点課題2 総合的な自立支援相談の仕組みの構築

高齢者、障がい者、子ども等の分野別福祉にとらわれない総合型の材	高島市
談体制を、主任相談支援員、相談支援員等の専門職員により構築します	。 市社協
生活困窮者自立相談支援センター内に、家計の適正化を支援するため	市社協
の家計相談支援員を設置します。	
地域包括支援センターや保健センター、住民福祉協議会等と連携を図	高島市
り、ワンストップ型の相談体制を整備します。	市社協

重点課題3 就労準備、学習支援等、生活困窮者の自立促進の資源開発

社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人や当事者支援団体など多	高島市
様な関係機関と一緒に、新たな社会資源の開発を進めます。	市社協
まちづくりや商工労働、教育委員会部局などから構成される庁内連携	高島市
会議を立ち上げ、行政内部で総合的な検討を行います。	市社協

3. 高島市における生活困窮者支援の4つの基本理念と10の活動方針

平成25年度、平成26年度の2年間にわたる官民の関係者による論議を整理し、高島市における生活困窮者支援の4つの基本理念と10項目の活動方針を掲げます。今後、生活困窮者への支援は、これらの基本理念と活動方針に基づいて進めていきます。

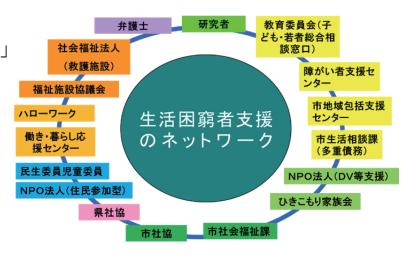
1.官民のネットワーク で支える 2.早期発見・早期対応 3.地域とつながった の予防的取り組み 社会資源の開発 4.背景にある社会的孤立への対応

(1) 官民のネットワークで支える

生活困窮者自立支援制度は自治体の責務として進めることが基本ですが、生活困窮者を制度の狭間にいる人の問題としてとらえた場合、行政機関による施策だけでは限界があります。その限界を乗り越えるためには、住民、NPO、企業、専門機関、行政等のあらゆる関係者が、相談の受け付けから自立に向けた出口(具体的な解決策)まで、多様なネットワークを構築して、総合力で解決の糸口を見出していかなければなりません。

そのためには、住民の支え合い活動としての区・自治会の見守りネットワーク、高齢、障がい、子ども、医療などの分野を超えた専門機関のネットワークや、ボランティア、NPO、企業などの民間支援組織のネットワーク、さらに行政庁内部局を超えた行政組織のネットワークなど、それぞれを強固にしていく必要があります。さらには、それらのネットワークが課題によって自在につながり合い、単体のネットワークで解決できない課題を協働で解決に導いていく、そういった多重・多層なネットワークの構築も必要です。

高島市では自立相談支援機関である「つながり応援センターよろず」(※1)の円滑な運営を目的に、地域の関係機関・団体等が参加・連携する「つながり応援センターよろず運営委員会」を組織し、継続した協議を行う体制を作っていきます。また、行政内部でも福祉部局だけでなく、商工労働部局や教育部局等が協働して本制度に取り組んでいくために、「庁内連携会議」を組織します。



(※1)「つながり応援センターよろず」とは、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関であり、高島市から高島市社会福祉協議会が運営業務の委託を受けて、相談支援事業を実施します。詳細は第4章(P23~)に記述します。

(2) 早期発見・早期対応の予防的取り組み

生活困窮を単なる経済的な困窮として規定すると、その対象は非常に限定的になります。 現に経済的な問題を抱えた人もそうですが、さまざまな生活課題を抱え、地域社会から孤立 している人も含めた問題としてとらえ、早期発見・早期対応の取り組みを進めていくことが 重要です。

生活困窮、社会的孤立の状態にある人や世帯は、自らSOSを発信することが困難な上に 周囲からも発見されにくいため、問題が深刻化するリスクが高くなります。深刻化する前に 発見するための予防的施策は、本人にとってはもちろんのこと、専門職にとっても支援が後 手に回ることを防止できます。また、予防的取り組みによって社会福祉予算も効果的に使え、 結果、財政的メリットにつながります。

早期発見のためには、住民の見守りネットワーク活動(※2)を充実させ、住民の「気づき力」を高める必要があります。また、「気づき」から発見されたケースをいち早く相談機関につないでもらうために、どこに相談が寄せられてもその情報を素早く共有できる情報共有の仕組みを構築することが喫緊の課題でもあります。

さらに、相談機関には相談が持ち込まれるのを待っているのではなく、自らが積極的に外 に出向き、情報を拾い集めるアウトリーチ型の取り組みが求められます。

発見後の個別支援については、専門職による制度的支援がもちろん必要ですが、その人の生活の場が地域社会の中にある以上、近隣住民や知人、血縁者との良好な関係作りも重要な要素です。その人の生活の背景を考慮しつつ、専門職と住民が連携し合って適切な支援方法を協議し、実践に結びつける仕組みを作っていかなければなりません。

(※2)見守りネットワーク活動とは、高島市社会福祉協議会が推進している、区・自治会単位の住民主体の助け合い活動です。地域の居場所づくりや訪問活動、ちょっとした日常生活の支援など、各地域の実情に応じた取り組みがなされています。現在高島市内全204地区中74地区で実施(H27.2)。

(3)地域社会とつながった社会資源の開発(※3)

相談できる窓口があっても、「その人らしい自立した生活を営む」という最終の目標に向けた課題解決の出口が必要になります。出口とは、誰もが参加できる地域の居場所や中間的就労の場、当事者の組織化、子どもの学習支援など、本人の置かれている状況やニーズに基づいた具体的な支援策であり、それらの社会資源がない場合には、開発していかなければなりません。

社会資源の開発には、課題を把握し足りない資源を明確にしたうえで、官民でどうやって それを作っていくのか、まずは話し合いの場が必要です。高島市では「つながり応援センターよろず運営委員会」において、ニーズに基づく必要な社会資源を明らかにし、ボランティア、NPO、企業、社会福祉法人等の多様な民間組織との連携により資源開発に向けた取り組みを進めていきます。

また、例えば農林漁業等の第1次産業の高齢化にともなう担い手不足という地域課題をソーシャルビジネスの手法で解決するなど、開発的なアプローチができる専門職の養成が求められます。

(※3)社会資源の開発とは

社会福祉における開発には以下の3つの領域がありますが、ここではあえて限定せず、その総称として「社会資源の開発」という言葉を用いています。

- ① 地域開発(インフォーマルサポートだけでなく、当事者に対する意識・態度も含む。) 例: 自治会のサロン活動(居場所づくり)
- ② しくみ・システム開発 例:配送等の企業との見守り協定(気になる方の早期発見のしくみ)
- ③ ケア・サービス開発 例:精神障がいの方を対象とした法に基づく通所事業を新規に立ち上げる

(4) 背景にある社会的孤立への対応(社会から孤立をなくす地域づくり)

高島市は人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加が進行しており、あらゆる世代の生きづらさの問題が増大しつつあります。そのような社会背景において、生活困窮者自立支援を、誰もが自分らしく地域で暮らし、社会に参加できる「福祉のまちづくり」として考えていく必要があります。

地域で暮らし続けるには、その地域の人々との関係を良好に保っていくことが大切ですが、 ときに何らかの課題に直面し、徐々に地域住民との関係が薄れていく人がいます。もし、地 域行事への参加や交流が途絶え、いつの間にか地域で孤立してしまっている人がいるならば、 元の生活に戻れるように働きかけていくことがその地に暮らす人たちの役目であるといえ ます。私たちはつながり合ってしか生きていくことができないので、だれがどんな境遇になっても「受け止める地域社会」を作っていく必要があります。ひとりを支えていくということと、その人を受け止める社会を作っていくことを「社会的包摂」と呼びますが、「排除しない、排除されない地域づくり」こそが生活困窮者支援の目指すところであり、強いては地域福祉の大きな目的でもあります。

以上の4つの基本理念を受けて、10の活動方針を定めました。

10の活動方針

1. 官民のネットワークで支える

① 課題解決を官民協働で行うための仕組みづくり

高島市社会福祉課と高島市社会福祉協議会地域福祉課が共同で、生活困窮者自立支援事業を主管する事務局を設置し、自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」を運営します。行政の部局横断的な情報共有と支援体制構築のため、庁内連携会議を設置します。また、社会福祉協議会ではさまざまな相談を包括的に受け止める総合相談の体制づくりを進めます。

② 複合的課題に対応するための専門職連携

関係者がネットワークに参加して、情報を共有して課題を明らかにし、足りない資源を明確にする仕組みがあると、官民でどのようにして社会資源を開発していくかの話し合いに発展できます。

つながり応援センターよろず運営委員会を組織し、関係機関・団体が課題を協議する場を設けます。

③ 相談機関が相談できる場や窓口(支援者の支援)

相談機関が他に相談できる場や窓口がないと、対応が難しいケースの相談を断ることになります。制度施策ごとの相談窓口は多くありますが、それぞれが問題を抱え込み、担当者が苦労しています。問題を他の窓口につなぐことや、他の相談機関と話し合う場があれば解決方法も見えてきます。

相談機関相互の連携を促進するために、「なんでも相談会」を開催し、分野を超えた相談機関の連携の場を作ります。相談窓口職員同士の連絡会を組織し、顔の見える関係を構築します。

2. 早期発見・早期対応の予防的取り組み

④ 事後的対応ではなく、早期発見、早期対応の仕組みづくり

問題が深刻化してから発見する事後的対応ではなく、埋もれているニーズの早期発見、早期対応が重要であり、地域住民や当事者など、課題に気付いている方からのニーズ把握の仕組みが必要です。予防的な先手必勝施策が財政的にも結果的にメリットがあります。

地域の民生委員活動や見守りネットワーク活動などの住民主体の取り組みによって、地域から把握されたニーズが支援につながる仕組みを整えます。当事者の居場所づくりや当事者団体の組織化を支援し、ニーズ把握に努めます。

⑤ 住民の相談を漏らさない相談窓口

様々な相談窓口があっても、そこで受け止めることができない複雑で多様な問題が次々と出てきています。窓口が多くあってもどこが対応するのか、住民にわかりにくくなっています。

それぞれの相談窓口が丁寧に相談を受け止め、問題を漏らさず把握することが必要です。相談者のライフステージをトータルにみる継続的な視点や、課題に応じ適切な関係機関へワンストップでつないでいく包括的な視点が必要です。そのためには地域社会との関係にも配慮できる相談窓口職員を育成し、切れ目の無い支援ができるよう、相談援助技術の向上を図ります。

⑥ 子どもや若者の支援、教育と福祉の連携

全国的に、子どものいる世帯の6世帯に1世帯は貧困世帯であり、生活保護世帯の25%でその子どもも保護世帯になるという「貧困の連鎖」があります。今までは家族や親戚が支えていましたが、今は世帯が単身化、孤立化しています。ひとり親世帯における生活困窮の問題、子どもの不十分な教育環境による貧困の再生産があり、子ども・若者の問題が高島市においても課題です。

子どもに対する進学のための学習支援という視点だけでなく、子どもの社会性の醸成や家族全体に対する支援も必要です。社会関係の弱い子どもや発達障がいの疑いがある子どもなど、教育現場で発見される子どもの課題を福祉につないでいくという、学齢期・青年期における教育と福祉の連携が必要です。 高島市における教育と福祉の連携の在り方を含めた「子どもの貧困対策」に関する検討会を立ち上げ、協議の場を設けます。

3. 地域とつながった社会資源の開発

⑦ 漏れる問題を横つなぎする開発力のあるコーディネーターの配置

相談から漏れるケースが多くなっています。そもそも対策やつなぎ先がないというパターンがあり、 潜在的な問題が把握できずに埋もれてしまっています。また、顕在化させたからといって対応できるの かというジレンマがあります。

漏れる問題を横つなぎしたり、協働して解決する柔軟な対応が必要です。資源を有効につなぐ、資源 がなければ開発するコーディネーターの配置が必要であり、そのような人材育成の必要があります。

8 就労先等との連携による出口資源の開発

相談の出口(解決方法)がないと、相談を受け止める入口があっても対応できません。出口(解決方法)を開発する力が専門職に求められます。例えば、一般就労が困難な方にも多様な社会参加の場を確保することが大切です。社会福祉法人・NPO・企業等に働きかけ、短期間や訓練的な雇用(いわゆる中間的就労)の促進や、相談者のニーズに合わせた新たな雇用の創出などの資源開発を促します。就労支援の取り組みを充実させるための検討会を立ち上げ、協議の場を設けます。

⑨ さまざまな課題を包括的に受け止める地域の居場所づくり

地域社会から孤立し、さまざまな課題を抱える生活困窮者を自立に向けて支援するためには、まず地域社会とのつながり・関係を作っていく第一歩が必要です。そこに行けば自分の役割があり、自己有用感が高められるような、地域の居場所を官民で協働して開発していきます。

4. 背景にある社会的孤立への対応(社会から孤立をなくす地域づくり)

⑩ 住民主体の活動の推進と連携・ネットワークづくり

社会的孤立や排除を解消していく試みは一朝一夕では成し得ず、長期的展望に立って地域に理解を広げていく「孤立をなくす地域づくり」が必要です。

住民一人ひとりが、同じ地域の中で課題を抱えている方が生活しているという現状に共感し関心を持つこと、そして、地域で支え、助け合う活動に参加していくことをどう実現していくかが重要になります。

地域の中に、気になる人を見守る住民の見守りネットワーク活動や、住民参加型助け合いサービス連絡会のように、互いに補完し合いながら高めていくネットワークづくりが必要です。地区ボランティアセンターとの連携により身近な住民による相談窓口の充実を図ります。

第3章

推進体制の整備

1. 行政と社協が一体となった事務局体制

本制度の目標であります「生活困窮者の自立と尊厳の確保」や「生活困窮者支援を通じたまちづくり」に向けて取り組みを進め、かつ、包括的な支援体制を構築するために、高島市では、高島市社会福祉課と、高島市社会福祉協議会地域福祉課からそれぞれ職員を配置して、生活困窮者自立支援事業を主管する事務局を設置しました。

どういった事務局体制が最適なのか、行政と社協それぞれの長所と課題(下記表3-1参照)を洗い出し検討を重ねた結果、現時点では共同設置が望ましいとの結論に至りました。

【表3-1 推進体制の長所と課題】

行政の長所

- ・ 生活保護や消費生活相談、すでに実施している住宅支援給付(住宅確保給付金) との一体的な運用ができる。
- ・ 庁内の福祉部局をはじめ、税務部局や労政部局等、多方面にわたる資源を有することから、「相互連携」「協働体制」が担保されコンセンサスがとりやすい。
- ・ 生活保護をはじめ、高齢者福祉、障がい 者福祉、児童福祉など、対人援助の経験 を持つ職員がおり、かつ、多方面にわた る行政施策に通じている。

社協の長所

- ・ 見守りネットワーク事業や地域福祉権利 擁護事業、在宅介護サービス事業など、 すでに取り組んでいる資源を活用した 「一体的事業展開」が期待できる。
- ・ 地域との関わりが密接で、本事業の目的 のひとつでもある地域づくりや、地域で の生業の仕組みづくりが期待できる。
- ・ 社会福祉法人やボランティア団体とのネットワークも豊富であることから、「制度 をまたいだ柔軟な連携」や「きめ細やか な相談」ができる。

行政の課題

- ソーシャルワークの経験を積んだ職員が 少ない。
- ・ 職員の人事異動等により、業務の経験や ノウハウが分断される。
- 生活困窮者にとっては、「市役所に相談すること」自体、敷居が高いと思われている。
- ・ 生活課題が複雑多様かつ複合的なケース が増加し、包括的、重層的に支援する仕 組みが求められているものの、一元的に コーディネートできる専門職がいない。

社協の課題

- ・ 行政内部のビックデータが活用できない。また、行政の関連部局との直接的な 連携がとりにくい。
- ・ 市役所と社協本部が、地理的に遠いこと 等により、生活保護や介護保険など既存 制度につなぐ場合や、行政手続きを支援 する場合に、「支援の迅速化・効率化・一 体的対応」が行いにくい。

2. 庁内関係部局との連携体制の構築

生活困窮者の中には、複合的課題を持つ人が多いことは前述したとおりですが、相談を受けた一機関や一部局で抱え込んでしまうと、結局は支援に結び付かないという事態になりかねません。

例えば、公共料金の滞納ケースへの対応や多様な就労先の開拓などについては、福祉部局 以外との連携が必要になります。そこで高島市では、市役所内での課題の共有化、活用可能 な事業の洗い出しを行い、部局横断的な体制を構築するため「生活困窮者自立支援対策庁内 連携会議」を設置しました。

この会議の参加者およびそれぞれに期待される役割についてまとめたものが、下記【表3-2】です。

【表3-2 庁内連携会議での検討と連携の視点】

【表3-2 厅内連携会	議での検討と連携の視点 <u>】</u>	
庁内連携の視点	担当課	連携する内容
生活困窮者の早期発見	社会福祉課	生活保護相談に来所したが、受給に至らなかった相談の把握。
	生活相談課	生活相談・法律相談・多重債務整理相談の把握。
	健康いきいき応援センター、地域包括支援センター、健康推進課、子育て支援課、子ども家庭相談課、障がい福祉課、長寿介護課、環境政策課	要介護者や家族、発達課題のある子と親、ひとり親、DV、虐待、障がい、高齢、ごみ屋敷など各相談窓口からの把握。
	税務課、納税課、保険年金課、 上下水道課、都市計画課、長寿 介護課、子育て支援課、学校給 食課、病院経営企画課	税金、保険料、水道料、市営住 宅家賃、介護保険料、保育料、 給食費、医療費など公共料金の 滞納状況からの把握。
	学校教育課、社会教育課、青少年課	学校・教育関係の現場からの把握。
具体的な支援方法	都市計画課	市営住宅の入居手続き。
	企画調整課、商工振興課、農業 政策課	就労準備支援や就労訓練事業 (中間的就労)等の就労支援の 取り組みや受け入れ先の開拓。
	子育て支援課、子ども家庭相談 課、学校教育課、社会教育課、 青少年課	子どもの貧困対策、貧困の連鎖 防止に係る取り組み。
	健康推進課、健康いきいき応援センター	健康相談や健康診断の取り組み。
	税務課、納税課、保険年金課、 上下水道課、都市計画課、長寿 介護課、子育て支援課、学校給 食課、病院経営企画課	税金、その他公共料金の滞納についての対応。
	市民協働課、社会福祉課、地域 包括支援センター、社会福祉協 議会地域福祉課	住民の互助、見守りの仕組みづくり。

(課名は平成26年度現在)

3. 社会福祉協議会の総合相談支援体制

高島市社会福祉協議会では、第1次地域福祉推進計画(平成21年度策定)で「社協の総合相談力の強化」を活動項目として、あらゆる相談を受け止める体制づくりを図ってきました。計画の中間見直し(平成24年度)においては、生活困窮、社会的に孤立状態にある人への対応を図ることとして、制度の狭間の問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる問題を受け止める体制づくりを目指してきました。

第1次地域福祉推進計画における総合相談体制は、推進目標3「地域ケアネットワークの構築」として計画されました。小地域における福祉活動である、区・自治会単位の見守りネットワークづくりを支援し、その充実を図ることにより、地域の困りごとを発見する取り組みを推進しました。そして、見守りネットワークの情報共有の場である「見守り会議」に専門職が積極的に参加して住民との連携を図ること、発見された支援困難ケースに住民と専門職が協働して取り組み、あらゆる生活課題に対応していくことを進めてきました。

発見された課題の解決を図る上で、社会福祉協議会内の部門間連携を図り、関係機関ネットワークへの広がりを目指したチームアプローチができる「地域生活支援会議」の開催についても積極的に行ってきたところです。

平成26年度からは、「地域生活支援会議」のさらなる充実を目指し、地域の困りごとに 気づいた職員がその「気づき」をアクションに変えていくためのツールとして、「気づきシート」を導入しました。「気づきシート」で挙がってきた課題を会議の場で共有することに より、社協内の部門を横断して総合的に地域の課題の早期発見・早期解決に取り組むことを 進めています。

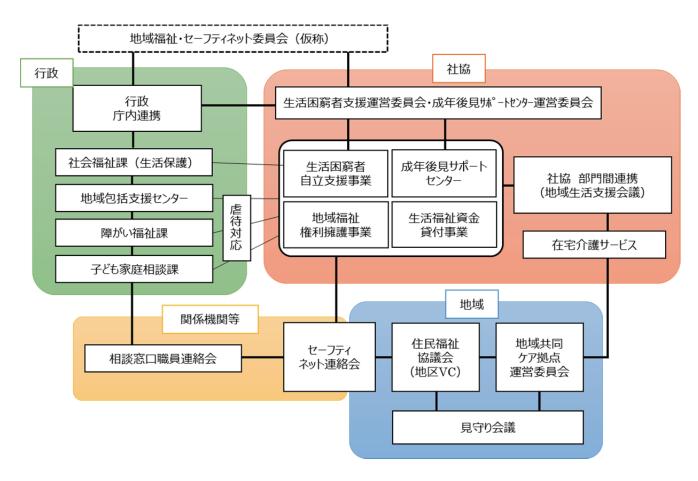
また、社会福祉協議会では、経済的に課題を抱える方の支援として生活福祉資金や小口資金の貸付事業、判断能力の不十分な方への支援として地域福祉権利擁護事業や成年後見サポートセンターの運営、法人後見事業を行っており、これらの事業は生活困窮者支援と密接に関係しています。市内に広く展開する高齢者介護サービス事業所から、どの制度でも対応できない複雑な課題を抱えた利用者を発見することもあります。組織内で他の部門と連携し、課題を共有することを進めていきます。

地域課題の早期発見のためには、社協の内部連携にとどまらず、地域の民生委員児童委員 との連携を積極的に図ることや、自治会単位の見守りネットワークで発見された課題が専門 職につながるような連携を図ります。

【図3-1】は、第2次高島市地域福祉推進計画(平成27年度~31年度)策定の過程で検討された、高島市の権利擁護支援体制イメージ図です。総合相談支援体制を構築し「あらゆる相談を受け止める」ということは、その個々の相談から見えてくる課題を関係機関が協議し、解決のための方策にまでつなげていく仕組みが必要です。このような体制整備を図り、社協の「総合相談支援体制」を充実させる必要があります。

【図3-1 高島市の権利擁護支援体制イメージ図】

第2次高島市地域福祉推進計画(案)より抜粋



- ・ 生活困窮者自立支援事業、成年後見サポートセンター、地域福祉権利擁護事業および生活福祉資金貸付事業の4事業の連携を密にして、各運営委員会における協議を進め、行政の分野別虐待対応部課、生活保護担当課との連携を図り、認知症高齢者、知的、精神障がい者、困窮・孤立世帯等の権利擁護支援体制を強化します。
- ・ また、行政の庁内連携や各相談窓口機関との連携、社協の地域生活支援会議および地域づくりを進める住民組織など多様な協議・協働の場との連携により課題の見える化を図り、施策化、仕組み化していくための地域福祉・セーフティネット委員会(仮称)の設置について行政と検討します。

4. 官民協働、多分野協同の関係機関・団体ネットワークの構築

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者への包括的な支援を実現するためには、生活困窮者の状態に応じて、関係機関が連携しながら各種支援を提供していくことが不可欠となります。

生活困窮者への支援は、ひとつの支援機関で抱え込む形で行うのではなく、ほかの制度や 地域の多様な社会資源を活用して、チームによって行うことが必要です。支援に関わる関係 機関・関係者は、個々のサービス提供の担い手であるとともに、支援調整会議(P30)等 で支援の方針について協議し、ともに状況をモニタリングする主体になります。

関係機関それぞれの支援から見えてくる課題をお互いに共有し、その課題を解決できるような「地域づくり」を進めるために、自立相談支援機関であるつながり応援センターよろずに、関係機関が参画する「つながり応援センターよろず運営委員会」を設置します。

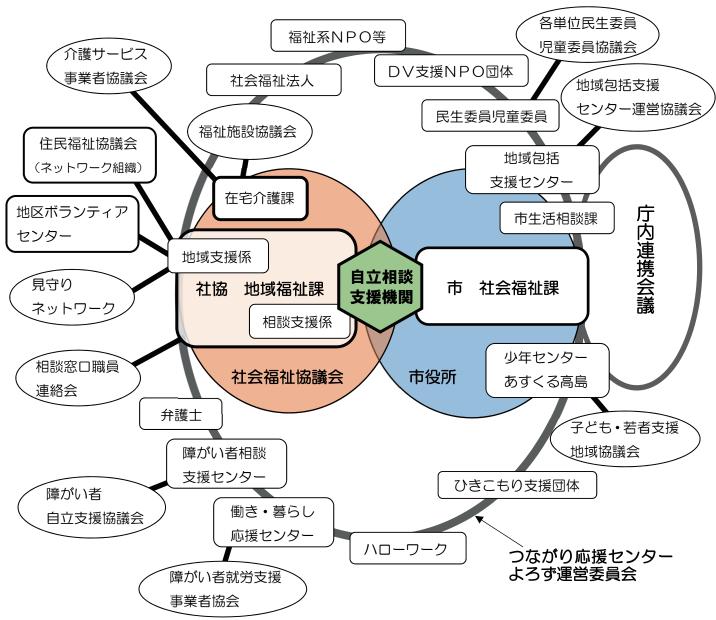
つながり応援センターよろず運営委員会に参画している関係機関・団体を以下に示します。

【表3-3 つながり応援センターよろず運営委員会に参画する関係機関・団体】

1200		5女兵公に多回する周示版周・四本 』
分野	関係機関・団体	概要
高齢	NPO法人元気な仲間	住民たすけあいサービス、福祉サービ
その他		スの提供団体。
ひきこもり	社会的ひきこもり家族の会	ひきこもり支援の家族・当事者団体。
	「みにとまと」	
女性	NPO法人リバティー・ウィメ	薬物・アルコール依存症の女性のグル
	ンズハウス・おりーぶ	ープホーム事業、DV 被害者・生活困
		窮者のシェルター運営事業を行う団
		体。
地域	高島市民生委員児童委員協議	地域住民の身近な相談窓口。
	会連合会	
障がい	(社福)虹の会	障がい福祉事業者。就労継続支援B型
		事業所を運営。
生活保護	(社福)大阪自彊館	市内で救護施設を運営。
高齢	(社福)ゆたか会	老人福祉施設、障がい福祉施設事業
障がい		者。高島市福祉施設協議会の代表。
法律	高島法律事務所	市内唯一の弁護士事務所。成年後見事
		業にも取り組む。
就労	ハローワーク高島	求職者支援制度、求人情報紹介など。
障がい	湖西地域働き・暮らし応援セン	主に障がいのある方の就労相談支援。
就労	ター	
子ども・若	高島市少年センター、あすくる	39歳までの、支援が必要な子ども・
者、ひきこ	高島、高島市子ども・若者総合	若者の総合相談機関。
もり	相談窓口	
高齢	高島市地域包括支援センター	高齢者の相談支援、福祉サービスの利
		用支援。
刑余者	保護司会	犯罪をした方の改善および更生を助
		け、犯罪を予防する。
その他	(社福) 滋賀県社会福祉協議会	県域における福祉施設・団体・ボラン
		ティア活動などの総合支援機関。

また、高島市においては、さまざまな関係機関がそれぞれの分野において支援ネットワークを構築し、協議の場を設定しています。より効果的に課題を解決するためには、関係機関の動きを把握・整理し、それぞれの協議の場を有効に活用するような調整が必要となります。 連携が必要と考えられる関係機関の協議の場の概念図を次に示します。

【図3-2 関係機関と協議の場】



第4章

「つながり応援センターよろず」

自立相談支援機関である「つながり応援センターよろず(以下「本センター」という。)」は、自立相談支援事業の実施主体として、相談支援や就労支援を行う職員を配置し、地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援をする中核的な役割を担います。

本センターは、高島市行政および社会福祉法人高島市社会福祉協議会が共同で設置します。 その事業推進のための協議機関として、「つながり応援センターよろず運営委員会」および 「高島市役所庁内連携会議」の二つの会議体が設置されます。

本センターと会議体の関係図を次のとおり示します【図4-1】。

【図4-1 支援の流れと会議体】

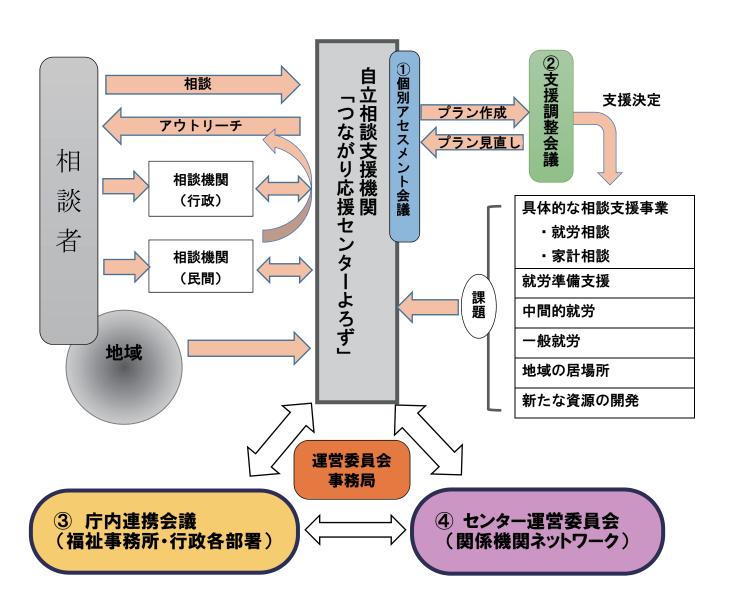
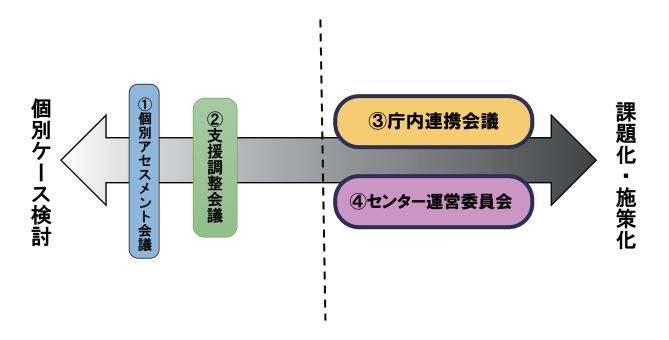


図4-1にある①~④の4つの会議体は、個別ケースの検討を中心に行うものや、個別ケースから見えてくる問題を集約し、課題化したり資源化、施策化につなぐ働きを持つものがあります。ただし、例えば自立支援計画(プラン)の承認の場である「支援調整会議」は、個別ケースの検討が中心ですが、扱うケースによっては地域課題を話し合う場にもなります。また、おもに生活困窮者支援の取り組みの総合的な課題を協議する「つながり応援センターよろず運営委員会」においても、ときには個別ケースの検討を行い、個別ケースから導かれる普遍的な課題を見出すといった役割も担います。

以上のことを整理して、【図4-2】に各会議体の主な役割を横軸に列挙します。

【図4-2 会議体の役割】



(1)「つながり応援センターよろず」の業務

●自立相談支援事業【必須事業】として、以下のふたつの業務を中心に行います。

1) 相談支援業務

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その課題を適切にアセスメント し、それぞれの状態に合った自立支援計画(プラン)を本人と一緒に作成し、必要なサー ビスにつなぎます。

2) 地域づくり・地域連携業務

関係機関とのネットワークづくりや、地域に不足している社会資源についての研究を行うほか、必要な社会資源の開発に取り組みます。

●住居確保給付金の支給を行います。

住居確保給付金は、離職者または自営業の廃業により、経済的に困窮し、住宅を喪失した者または住宅を喪失する恐れのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅および就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

●【任意事業】として家計相談支援事業を実施します。

生活困窮者が抱えるさまざまな問題は、経済的な問題となって現れます。生活困窮者の包括的な支援を具体化する上で、家計の視点から相談支援を実施することは不可欠な要素です。収支のバランスがとれない等、家計状況に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点からの相談や助言、必要な情報提供を行うことで家計の安定化を図り、生活の再生を支援します。

①家計相談事業の対象者

・家計収支の均衡がとれていないなど家計に問題を抱えている人。家計の状況がわからない/債務や滞納を抱えている/収支の変化が大きいただし、生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、対象者を広くとらえ排除のない対応を行うことが必要である。

②家計相談支援事業の業務

- 家計管理支援(家計計画表・キャッシュフロー表の作成、買い物同行支援)
- ・滞納(家賃、税金、公共料金など)の解消や給付金制度の利用支援
- 債務整理に関する支援
- 貸付のあっせん

③家計相談支援事業のポイント

- 家計を「見える化」し、何が問題になっているかを相談者とともに整理する。
- 相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」と意欲を持つように支援する。
- 計画通り行かない場合でも本人が原因に気づき、あきらめないで管理する意欲を持続できるよう支援する。
- 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ。

消費生活相談窓口

多重債務者相談窓口

給付や減免等を担当する行政の担当部署と連携を図る。

• 関係機関で相談者の情報を共有する場合は相談者の同意が必要であるため、申込時点で書面による同意をもらう。

※巻末資料に「高島市家計相談支援事業実施要領」を添付します。

(2) 運営体制(人員配置)

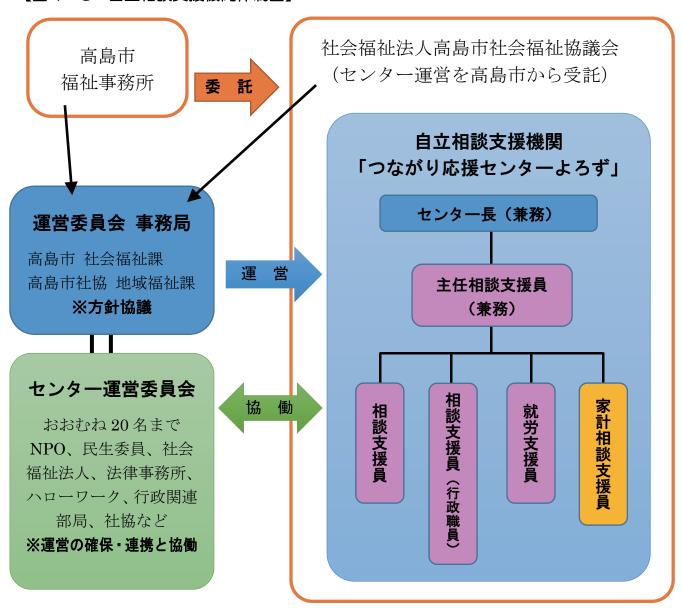
本センターの運営体制のイメージは【図4-3】に示すとおりです。本センターは、高島市行政および社会福祉法人高島市社会福祉協議会が共同で設置します。具体的には、福祉事務所設置自治体である高島市から社会福祉法人高島市社会福祉協議会が委託を受けて本センターを設置しますが、業務は双方の職員が担当します。人員配置(平成27年4月予定)は以下のとおりです。

センター長(兼務) 1名・ 主任相談支援員(兼務) 1名

相談支援員 2名(1名は行政職員)

就労支援員 1名家計相談支援員 1名

【図4-3 自立相談支援機関体制図】



(3) つながり応援センターよろず運営委員会

各関係機関の個々の支援から見えてくる課題をお互いに共有し、その課題を解決できるような地域づくりを進めるために、自立相談支援機関である本センターに、関係機関が参画する「つながり応援センターよろず運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)を設置します。関係機関がお互いに顔の見える関係を構築し、生活困窮者支援に対する意識を共有することで、地域全体で生活困窮者の包括的な支援体制を確保します。

運営委員会の機能は以下のとおりです。

- つながり応援センターよろずの円滑な運営
- 牛活凩窮者の把握
- 牛活闲窮者の課題の共有
- 生活困窮者の包括的な支援体制の構築
- 生活困窮者の課題解決のための地域づくりの検討
- 庁内連携会議との連携
- ・ 行政への提言
- ・参加者の情報交換

このほかに、生活困窮者支援に関する関係者のスキルアップのための研修会や、一般市民 に向けた広報啓発のための講演会等の開催などが考えられます。

運営委員会の庶務をつかさどり、生活困窮者の支援を円滑に行うために「運営委員会事務局」を設置します。事務局は、市役所社会福祉課および高島市社会福祉協議会地域福祉課が担います。

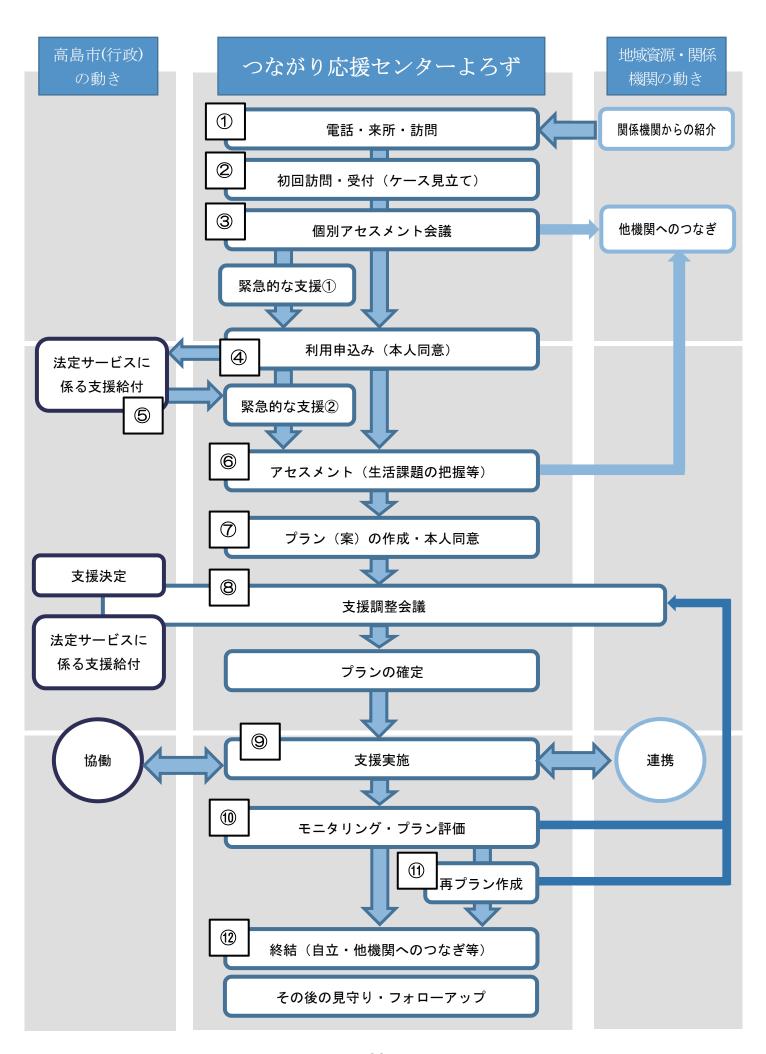
運営委員会全体の協議の場以外に、専門的な分野の協議を集中的に行うために、運営委員会の中に適宜部会を設置することができます。高島市においては、いわゆる「出口問題」と言われる、生活困窮者の自立に向けた就労支援の取り組みが充実していないことが課題とされており、その解決を図るために「就労支援部会」を設置します。就労支援部会の設置により、ハローワーク高島や湖西地域働き・暮らし応援センターとの密接な連携を図ります。

また、子どもの貧困問題についても課題が提起されており、「子どもの貧困対策部会」を設置し協議する予定です。

※巻末資料に「高島市自立相談支援事業実施要領」および「高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱」を添付します。

(4) 相談支援の流れ

具体的な相談支援の流れは次ページの図のとおりです。以下に流れの中の各過程の説明を記載します。



1. 電話·来所·訪問(①)

本センターは、生活困窮者に対して包括的な相談支援を行います。従来の制度では十分に対応できていなかった、生活面、就労面、健康面等の多様で複合的な課題を抱える生活困窮問題に対する総合相談窓口として、広く相談を受け止めます。

包括的な相談支援の手法として、電話や来所による相談受付だけではなく、訪問支援、地 域資源を含む関係機関との情報共有等のアウトリーチ活動を行います。生活困窮者は、家庭 内で課題を閉じ込め社会的に孤立しているため、自ら支援を求めることが困難な場合も多く あります。アウトリーチによる生活困窮者の早期把握、予防型支援によって状況の悪化防止 が期待されます。

初回の相談を受け付けた際には、「相談カード【別紙4-1】」を用いて記録します。

2. 初回訪問・受付(ケース見立て)(②)

生活困窮者からの相談を受け付けた際には、本センター内で担当者を決め(「相談支援担当者」という。)訪問や来所による面談を行います。その際、必要に応じて複数の職員で面談を行います。「フェイスシート【別紙4-2】」を用いて主訴の聞き取りや簡単なアセスメントを行い、個別ケースの概要を把握します。

また、相談支援担当者が受け付けたケースの概要を主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員で共有し、生活困窮者の主訴への対応等についてケースの見立て(支援方針の検討)を行います。

3. 個別アセスメント会議(③)

「フェイスシート【別紙4-2】」などによる情報収集に基づくケース見立ての結果、今後の支援方針等についての協議や情報共有が必要であると主任相談支援員が判断した場合は、センター長(必要に応じて個別ケースに関連するスーパーバイザー)を交えた個別アセスメント会議を開催します。個別アセスメント会議では、プラン作成に向けたケース概要の共有、課題の明確化、自立相談支援事業による支援が適当であるかを含めた今後の支援方針について協議します。

また、個別アセスメント会議でのスクリーニングの結果、既存の制度や他機関による対応による課題解決が見込まれると判断される場合は他機関につなぎ、本センターによる相談支援は終了します。本センターが対応するケースは主に、経済的困窮の背景に複合的な課題を有し、包括的な支援を必要としている場合です。

4. 利用申込み(本人同意)(④)

本センターで相談支援を行う場合は、申込みの意思確認および関係者との情報共有に関する本人の同意を得るために、「相談申込・受付票【別紙4-3】」を用いて本人から署名をもらいます。

本人が支援を拒否する場合も、本センターは本人の課題を分析し、継続的な相談や見守りを行い、本人の気持ちをほぐし、適切な支援につながるように努めます。

なお、利用申込みは、支援が早急に必要な場合や本人が希望する場合には、初回訪問等の 事前の段階で受けることも必要です。

5. 緊急的な支援、法定サービスに係る支援給付(⑤)

相談受付時の本人の訴えや状況から、迅速に対応するべき課題があると判断した場合は、プラン作成を待たずに緊急的な支援を行うことがあります。例えば、たちまち食糧が無く困窮している場合はフードバンクなどによる食料支援を行います(緊急的な支援①)。また、緊急で法定サービスである「住居確保給付金」を提供する場合は(緊急的な支援②)、迅速な手続きが必要です。

6. アセスメント(⑥)

アセスメントとは、生活困窮に陥っている状況を丁寧かつ包括的に把握し、その中で対応すべき課題領域をとらえ、背景や要因等を分析し、解決の方向を見定めることです。個別アセスメント会議における協議の結果を基に、本人への聞き取りや関係機関との情報共有を行い、プラン作成に向けて課題等の情報を整理します。複合する課題を本人と一緒に解きほぐすことで、自立への意欲の回復や、本センターとの信頼関係の構築が期待されます。アセスメントには「インテーク・アセスメントシート【別紙4-4】」を利用します。

また、アセスメントの結果、情報提供や相談対応のみで終了してもよいと判断される場合や、他機関につなぐことが適切と判断される場合等は、本センターによる相談支援は終了します。

7. プラン (案) の作成・本人同意 (⑦)

アセスメントの結果を踏まえ、課題の解決に向けたプラン(案)を本人とともに作成します。プラン(案)には、本人の課題や目標を整理した上で、その目標達成に向けた支援方針と支援内容を記載します。特に、目標は本人の目指す姿として本人の意思で設定されるものであるため、作成したプラン(案)は本人とともに内容を確認し、本人の同意を得ることとします。

8. 支援調整会議(8)

作成したプラン(案)が課題解決に向けた内容となっているか、サービス提供者は適切かなどについて関係者間で協議し、また、サービス提供者が認識を共有するために支援調整会議を開催します。さらに、個々のプランを検討する中で、本人のニーズに対応する社会資源が地域に不足している場合は、支援調整会議のメンバーが地域課題として共有し、必要に応じて資源開発に向けて取り組むことが求められます。地域課題を「つながり応援センターよろず運営委員会」で共有することも必要になります。

プラン(案)に法定サービスが含まれている場合は、法定サービス提供の可否を高島市行政として決定します。そのため、行政職員は支援調整会議に参加し、本人の意向や支援内容を確認します。

※「支援調整会議開催要領」を巻末資料に添付します。

9. 支援実施(9)

支援調整会議により確定したプランに基づき、本人に必要な支援を提供します。相談支援 担当者は、必要な各種の支援を伴走して行うとともに、本人の状況に応じてさまざまなサー ビスをチーム支援として提供できるよう、地域資源を含めた各サービス提供者と情報を共有 して支援を進めることが必要です。

10. モニタリング・プラン評価(⑩)

支援過程において定期的又は随時に、サービスの提供状況や本人の状態の変化等を確認します。また、プラン作成時に定めた期間が満了した場合や、期間中に本人の状況に大きな変化があった場合には、目標の達成状況に対するプラン評価を行います。

モニタリング・プラン評価において、サービス内容や提供方法が合っていない、本人の目標設定が高すぎたなどの課題が判明した場合は、プランの内容や目標を変更することも必要となります。

なお、プラン評価は支援調整会議にて行い、再プランの作成、支援の終結又は中断を決定します。

11. 再プラン作成(⑪)

新たな目標を定めて支援を継続する場合は、改めて本人の状況等を把握し、再度プランを 作成します。

12. 終結(12)

本人の自立目標が達成された場合、経済的自立の目途が立った場合、複合的な課題が解きほぐされて他機関のみで対応可能となった場合、本人の転居があった場合等は、本センターとしての支援は終了となります。

なお、一定の収入を得られるようになっても最低限度の生活以下の状況である場合は、生活保護制度の利用を検討することが必要です。

支援を終了する場合は支援調整会議に報告し、目標の達成状況等について評価を受けた上で、今後の見守りおよびフォローアップの必要性についても検討します。

【別紙4-1】

相談受付カード

記入者名 _____ □ 成年後見サポート □ 法人後見 □ 地域福祉権利擁護事業 相談種別 □ 生活困窮者自立支援事業 □ その他(標題 平成 年 月 □ 電話 □ 来所 □ 訪問 相談年月日 相談種別 日 性別 □男□女 年齢 対象者名 対象者住所 連絡先 **7**3 相談者名 対象者との続柄 相談者住所 連絡先 **7**3 【相談の主訴】 【助言・対応等】 合議

【別紙4-2】フェイスシート(1)

相談受付日	4	成 年	月	月 ()		受付者			
ふりがな					生年	月日		年 月	B	
本人氏名					年前	静	歳	性別		
住所	〒 –						電話番号			
現在までの 経過や病歴、 日常生活の 様子等	就労の状況	□就労し (職歴: (離職後年	-数:			していれ)
	学歴 保有資格	(学校名□有	校卒 :	□高校卒 □特別支担 □無		学・大学 (学級会)]短期大学卒]その他		
	氏名	(資格名	: 売柄	年齢	同別居	支援者○	I	居住地、	油物件)
		家族関係図	③(ジュ	- ノグラム)			家族の	状況	
家族や親族とその状況										

【別紙4-2】フェイスシート(2)

		社会関係図(エコマップ)			サービス等利用状況
				(介護保険	サービス、障害福祉サービス等
社会との関係				(上記以外	のサービス)
本人のニーズ					
相談経路	□自立相談支 □その他(R所 □電話) 支援機関がアウトリーチして いらの相談の場合】			≣話) ≸・関係機関からの紹介
	相談者名:				
	相談者名: 連絡先・電話	話番号: □有(通院先:)	□無
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無	話番号: □有(通院先: □通院が必要だができ	きていない)	
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定	話番号: □有(通院先: □通院が必要だができる。 □有(要介護)	きていない)	□無
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者目	括番号: □有(通院先: □通院が必要だができる。) □有(要介護) □有()	きていない)	□無 □無
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳	活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる。 □有(要介護) 中帳 □有() □有()	きていない)	□無 □無
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉	活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる。 □有(要介護) 中帳 □有() □有()	きていない)	□無 □無
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳	 活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) □有() □持帳 □有() □本人収入あり収入種類()) . 公的給付	□無 □無 □無 □無 □雇用保険 □障害者手当 □特別障害者手当 □児童手当
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他	 活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) □有() □拝帳 □有() □本人収入あり収入種類(収入月額(収入月額(□本人収入なし)) · 公的給付	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □に □無 □に □無 □に
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他	 活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) 手帳 □有() □有() □本(収入あり収入種類(収入月額(収入月額(円) □本人収入なし預金額(円))) · 公的給付	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □に要 □無 □に要
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者ョ 療育手帳 精神障害者保健協 その他 収入状況	 話番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) 手帳 □有() □有() □本(収入あり収入種類(収入月額(収入月額(収入月額(円) 世帯収入月額(円)))	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □に □無 □に □無 □に
健康状態	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他 収入状況	 「日本 (通院先: □通院が必要だができる □有 (要介護) ○有 () ○有 () ○ 有 () ○ 本人収入あり収入種類(収入月額(収入月額(収入月額(円)世帯収入月額(円)世帯収入月額(円)世帯収入月額(□有 □無 □ 「二有 □無 □国民健康保険) H) 円)) 公的給付 ,	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □にった。
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他 収入状況 滞納 債務 健康保険	 活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) ○有() □有() □手帳 □有() □本人収入あり収入種類(収入月額(収入月額(収入月額(収入月額(収入日額) □本人収入なし預金額(アー) □本人収入なしておいては、 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □目民健康保険 □後期高齢者医療保険) 円) 円) □健康保®	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □にった。
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他 収入状況	 話番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) ○申() ○) 円) 円) □健康保隆 □加入しで □住民税非課税出	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □にった。
	相談者名: 連絡先・電話 通院の有無 要介護認定 身体障害者 療育手帳 精神障害者保健福祉 その他 収入状況 滞納 債務 健康保険	 活番号: □有(通院先: □通院が必要だができる □有(要介護) ○有() □有() □手帳 □有() □本人収入あり収入種類(収入月額(収入月額(収入月額(収入月額(収入日額) □本人収入なし預金額(アー) □本人収入なしておいては、 □有 □無 □有 □無 □有 □無 □目民健康保険 □後期高齢者医療保険) 円) □健康保® □加入しで □住民税非課税世 ~) ぶ、過去に受給経 ご受給の相談の絶	食(国保以外 でいない 世帯 圣験あり(期 圣験もない	□無 □無 □無 □無 □無 □無 □無 □雇用保険 □障害者手当 □児童手当 □児童手当 □児童扶養手当 □住宅支援給付金 □その他()

【別紙4-3】相談申込・受付票

ID		※初回相		月 日()	受付者		
■基本情報								
ふりがな				※性	引	口男性 口女	性 口()
氏名				※生年	月日	口大正 口昭		45
 住所	- -					年月	日(歳
電話	自宅()	-	携带	<u>;</u>	()	_	
E-mail								
来談者	氏名			来談者	fの	□家族(本人と	≤の続柄:	
*ご本人 以外の場合	電話()	_	──── ご本ノ の関 [・]	٤	□その他(,
— - 10 = 11 = 0	<u></u>	- 1 >						
)内容(お困りの) 							
	とい内容に〇をお				のこと			
-	や健康、障害のこ		住まいについて			収入・生活		
	ローンの支払いのこ		税金や公共料金等の			債務につい		
	深し、就職につい。	C	仕事上の不安	-		地域との関		
	関係·人間関係		子育て・介護の			ひきこもり・	个登校	
DV・)			良べるものかん	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,)		
	といことを具体的に	こ書いてくだ	さい。ご支援にあ		あれ		l.V.	
_ 1010/01/01				ことでいい主(20710		- 0	
■利用申記	込み欄							
	人 高島市社会	福祉協議会	殿					
社会福祉法	市社会福祉協議		炎支援の検討、誌 上、自立相談支持				る関係機関	(者) と
私は、高島	、収集すること							

【別紙4-4】インテーク・アセスメントシート(1)

ID		氏名				最終 更新日	平成	年	月	B
関連ID				備考						
■相談経	路∙相談歴									
※ 当初相談経	路 □自立相談支 □関係機関・原 □その他(援機関がて関係者から	□来所 □電話> アウトリーチして権 の紹介(関係機関	かた 『・関係者名	:			所 □電	配話>) _)
)相談歴の有無(本 □あり	人や家族に	こ過去にどこかの	機関への相	談経験が	あるかを	·確認)			
	既況/相談経緯(誰が,どこに	こ、どのような相談	をしたか,その	D結果がど	うであっ	たかを記	已載)		
■インテー 本人の 訴えや 状況	一ク時の本人の意									
本人の訴えや	□有(自分を含ん	vで	人) 口無	別居の家族)	□無	ŧ	
本人の 訴えや 状況		vで	人) 口無	別居の家族 ※子ども	□有(□無 □有(人·				
本人の訴えや状況	□有(自分を含ん □未婚 □既婚	vで	人) 口無		口無					
本人の 訴えや 状況 ※同居者 ※婚姻	□有(自分を含ん □未婚 □既婚	している	_人) 口無 □死別	※ 子ども 地域との	口無	「 /パート・)寮・借り	→扶養 □借家 マンション J上げ住 ⁵	□有 [▽有 [

【別紙4-4】インテーク・アセスメントシート(2)

	ㅁ삼光고					┃世帯収入(円)
	口就労予2			- 		□本人収入あり	,
		深したい・探し を探したい・探			※収入状況	□本人収入めり →収入種類()
※就労状況		と採したい 採				月額収入(円 [´])
		子ども,高齢者		, 0.0		口本人収入なし	
	(職場・学	交名:)	滞納	□滞納あり □滞納なし	
	(雇用形態)	債務	□債務あり □債務なし	
※直近の		∈満 □6かん				┃ ┃ロ無 □有→□身体(級)
離職後 年数		ニ〜2年未満 したことがない		(上	障害手帳等	□知的(療育	·
T-9X)/			件口丁!以寸	□精神(級)
						自立支援医療 口利用 口利	用せず
職歴等						□雇用保険 □年金	
					公的給付	□障害者手当 □特別障	害者手当
					(受給中)	□児童手当 □児童扶 □特別児童扶養手当 □住宅	
2001 16 11 10	口自動車:					□特別児里伏養于ヨ □任モ □その他(
資格•技術	│□その他3 │□資格保3	資格・技術(たな))		□受給中(受給開始時期:	
		_{日なし} 高校未入学)	口由堂(富	京校山 很)		□ 文稿中へ文稿 <i>開知初初:</i> □申請中	/
		学中退) □!			生活保護	□現在は受給していないが、過	
					上/1	(期間:~	
最終学歴	□専門学	校 □専修学権		以不可加入			ARRIVA ARRA L L. I
最終学歴 特に事項	□専門学 □高等専	交 □専修学材 門学校 □9 学院 □ 4	短大	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		□受給しておらず、過去に受給の □相談経験はあるが、受給に	
	□専門学・□高等専門□大学・大	門学校 口祭	短大	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
特遭項	□専門学・□高等専門□大学・大	門学校 □名	短大	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
特記事項 ■緊急支 ※ 緊急支	□専門学 ² □高等専 □大学・大 援	門学校 □名	短大 その他	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
特記事項 ■緊急支 ※緊急支	□専門学 ² □高等専 □大学・大 援 優の必要性 □あり(:	門学校 □名	短大 その他	沙水 即州水 [入			いたっていない
特記事項■ 緊急支※ 緊急支□なし※ 緊急支	□専門学 ² □高等専 □大学・大 援の必要性 □あり(2 援の内容	門学校 □名	短大 その他)年())		いたっていない
特記事項■ 緊急支※ 緊急支□なし※ 緊急支	□専門学 ² □高等専 □大学・大 援 優の必要性 □あり(:	門学校 □祭 学院 □名 関体的な状況	短大 その他 : : 平成()年(口相談経験はあるが、受給に	いたっていない
** 緊急支 ※ 緊急支 □なし ※ 緊急支	□専門学・ □高等・・ □ □ 大学・・ 援 の必要性 援の内容 居住等の支援	門学校 □祭 学院 □名 関体的な状況	短大 その他 : 平成(年)年(_日 ~ _	□相談経験はあるが、受給に 司 ()日 <u>年</u> 月日	いたっていない
特記事項■ 緊急支※ 緊急支□なし※ 緊急支	□専門学・ □高等・・ □ □ 大学・・ 援 の必要性 援の内容 居住等の支援	門学校 □ (学院 □ (学) 学院 □ ((中) (中) (中) (中) (中) (+)	短大 その他 : 平成(平成()年(_日 ~ _	□相談経験はあるが、受給に 引()日 年月日 月()日	いたっていない

【別紙4-4】インテーク・アセスメントシート(3)

課題と背景要因	
※課題のまとめと 支援の方向性 (200 文字以内)	
※チェック項目	□病気 □けが □障害(手帳有) □障害(疑い) □自死企図 □その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) □住まい不安定 □ホームレス □経済的困窮 □(多重・過重)債務 □家計管理の課題 □就職活動困難 □就職定着困難 □生活習慣の乱れ □社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む) □家族関係・家族の問題 □不登校 □非行 □中卒・高校中退 □ひとり親 □DV・虐待 □外国籍 □刑余者 □コミュニケーションが苦手 □本人の能力の課題(識字・言語・理解等) □その他()
■スクリーニング	
※ スクリーニング 写	実施日 平成 年 月 日
※ スクリーニング	□情報提供や相談対応のみで終了 □他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) (→つなぎ先の制度・専門機関: □現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む □自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する □スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

資 料 編

〇高島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領

日代

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体に、高島市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 名称

本事業を実施するため、高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」(以下、「自立相談支援機関」という。)を設置する。

4 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活因窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(以下「アセスメント」という。)した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画(以下「プラン」という。)を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

・ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとと

もに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(2) 配置職員

高島市が直営または委託により自立相談支援事業を実施するセンターには、センター長、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員(以下「主任相談支援員等」という。)を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりとする。

センター長

りでない。)

センターの業務を総理し、センターを代表する。

主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

ウ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながら プランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援など のアウトリーチ等を行う。

就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

うる目的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

(1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相 談を受け付ける。 また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐこと が適当かを判断(振り分け)する。 ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、または、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断(スクリーニング)する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するために、本人の同意を得ることとする。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携するものとする。

(2) アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者 については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方 針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

- イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援(住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等)や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。
- ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の(ア)から(キ)までに掲げる法に基づく支援、(ク)から(コ)までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。
- (ア) 住居確保給付金の支給
- (イ) 就労準備支援事業
- (ウ) 一時生活支援事業
- (工) 家計相談支援事業
- (才) 認定就労訓練事業
- (カ) 子どもの学習支援事業
- (キ) (ア)から(カ)までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- (ク) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
- (ケ) 生活福祉資金貸付事業
- (コ)上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援
- エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

- オ 実施主体は、支援調整会議(「6支援調整会議」参照)において、(2)のウの(イ)、
- (エ)及び(オ)の事業(以下、「就労準備支援事業等」という。)が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定(「7支援決定」参照)を、(2)のウの(カ)、(ケ)又は(コ)の事業等については支援内容の確認を行う。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。
- カ (2)のウの(ク)の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認 し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必 要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定または確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。
- (3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結
- ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な 支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
- イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要 に応じて本人の状況等を把握(モニタリング)する。
- ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。
- (ア) 目標の達成状況
- (イ) 現在の状況と残された課題
- (ウ) プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
- エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。
- オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

6 支援調整会議

(1) 目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、行政及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、

これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確 化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての 支援を終結するかどうかを検討する。

社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議 開催のルールを定めるものとする。 プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、行政が支援決定を行う役割を 担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

7 支援決定

(1)行政は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 行政による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

- ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを行政に提出する。
- イ 行政はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。
- ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが 確認できた場合は、行政内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通 知を行う。
- (3)上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、行政はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて行政に提出する。

8 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係

機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図るよう努めるものとする。

また、自立相談支援機関が自らまたは当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等(自治体が行う支給決定に関する事務を除く。)は、自立相談支援機関において行う。

10 留意事項

- (1)事業の実施に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」(平成27年3月6日付厚生労働省社会・接護局地域福祉課長通知)及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(平成27年3月27日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照するものとする。
- (2)相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関 使用標準様式(アセスメントシート・プランシート等帳票類)」を使用するものとする。 また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理することとする。
- (3)関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の 取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

〇高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱

以下「自立 相談支援機関」という。)の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、 関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働の仕組みを検討し、地域全体で包括的 な支援体制を確保するため、高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会(以下「運営 第1条 高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」 委員会」という。)を設置する。

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 自立相談支援機関の運営に関すること。
- 生活困窮者の状況の把握 $\widehat{\Omega}$
- 生活困窮者支援に関する課題の共有 $\widehat{\mathfrak{S}}$
- 生活困窮者の包括的な支援体制の構築 <u>4</u>
- 生活困窮者の課題解決のための地域づくりの検討 (2)
- 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携、高島市行政への提言 (9)
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。
- (1) 社会福祉に関する学識経験者
- 弁護士 $\widehat{\mathcal{O}}$
- $\widehat{\mathfrak{B}}$

保護司

- 民生委員 4
- ボランティア福祉学習センターの職員 $\widehat{\Omega}$
- 障害福祉サービス事業者 9
- 高齢者福祉サービス事業者 $\widehat{\underline{\,\,\,}}$
- 救護施設事業者 8
- 大津公共職業安定所高島出張所の職員 6
- たかしま市民協働交流センターの職員 (01)
- 滋賀県社会福祉協議会の職員 Ξ
 - 高島市の職員 (1.2)
- 高島市教育委員会の職員 (13)

- 14) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の期間は、2年とし、再任されることを妨げない
- 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないとき は、高島市健康福祉部長および高島市社会福祉協議会会長が招集する。
- 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。 (部分)
- 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことがで 第6条 10 10 10
- 2 部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局をおく。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

○高島市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議開催要領

第1条 この要領は、高島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に基づき設置する高島市 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)の組織およ び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) プランの適切性の協議
- (2) 各支援機関によるプランの共有
- (3) プラン終結時等の評価
- (4) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

第3条 支援調整会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

- 2 総括者は、自立相談支援機関のセンター長をもって充てる。
- 3 総括者に事故があるとき、または総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する 構成員がその職務を代理する。
- 4 支援調整会議の構成員は、次に掲げる者ならびに機関(以下「構成機関」という。)の 関係者とする。
 - (1) 本人、家族ならびにキーパーソン
- 相談支援員、就労支援員 (2)
- 高島市健康福祉部社会福祉課 (3)
- (4) サービス提供事業者(6) 専門機関、専門職(弁護士、医師、社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士、ハロ 一ワーク職員等)

- 第4条 支援調整会議は、原則として毎月1回程度開催する。ただし、必要に応じて随時開 催することもできる。
- 2 支援調整会議の会議(以下「会議」という。)は、総括者が招集する。
- 3 総括者は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、 開催できるものとする。
- 4 総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴く ことができる。
- 5 会議及び会議の資料は非公開とする。

(守秘義務)

第5条 構成員及び前条第4項により会議に出席した者(以下「構成員等」という。)は、 会議及び活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

2 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければなら ない。

(事務局)

第6条 支援調整会議の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置

(その色)

第7条 この要領に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者が 会議に諮って定める。

〇高島市生活困窮者家計相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

ン)を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納 (家賃、税金、公共料金など)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援 アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して 徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などと の調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援 (多重債務者相談窓口との連携等)

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

ェ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 支援の流れ

家計相談支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、行政の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計相談支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

支援調整会議への参加

家計相談支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することと されており、その際には、家計相談支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支 援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

- 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3 (1) による支援サービスを提供する。

モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う滋賀県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市民税非課稅世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、れらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 配置職員

家計相談支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。(ただし、当分の間は、この限りでない。)

なお、配置する家計相談支援員は、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

- ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 社会保険労務士の資格を有する者
- ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

Н

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

4 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」(平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照することとする。
- (2)相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の運営の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することとする。
- (3)関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

<用語解説>

No.	Р	用語	説明
1	5	稼動年齢層	15 歳から 64 歳までの者
2	9	自己肯定感	「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。自分を肯定している感覚、感情などを指す。
3	9	アセスメント	評価、査定。本制度においては、生活困窮に陥っている状況を丁寧かつ包括的に把握し、その中で対応すべき課題領域をとらえ、背景や要因等を分析し、解決の方向を見定めること
4	12	アウトリーチ	現場出張・訪問型サービスのこと
5	13	ソーシャルビ ジネス	社会問題や地域課題の解決を目的として収益事業に取り組むこと
6	14	ワンストップ	複数の部署・機関等にまたがっていた手続きを、一度にまと めて行えるような環境
7	15	自己有用感	他者の存在を前提として、「誰かの役に立ちたい」「誰かに 必要とされている」といった自分の存在価値を感じること
8	30	ケース見立て	相談者の主訴およびニーズ、それらの背景となる生活史やそこから派生している問題点などをさまざまな角度から検討し、支援の方針を立てること
9	30	スーパーバイ ザー	ケースの進行管理等の検討を通じ、担当職員や関係機関等に適切な助言・指導が行える、指導的立場にある専門家
10	30	スクリーニン グ	選択、選定、ふるい分け。本制度においては、相談者の課題の整理、優先順位付け、必要な外部相談機関の選定などのこと
11	31	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことだが、ここでは、明確な目的の合意のもとで市民や企業などからの寄付で得た食糧を備蓄し、食糧支援の必要な方に配付する仕組みをいう
12	32	モニタリング	現状を観察して把握すること。ここでは、プランどおり支援 が提供されているかどうか、目標が達成されているかどうか、 本人の状況の変化に応じた新たなニーズが発生していないか などを把握すること

平成25年度 高島市福祉のまちづくり推進委員会小委員会 生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会 記録

○第1回 平成25年7月5日(金)

*3*33

- 1. 本委員会趣旨説明
- | | 2. 生活困窮者の自立に関する国、県の政策動向について(説明)

事

3. 生活困窮・社会的孤立の対象者像について(意見交換)

項

4. 今後の進め方について

意見

内

容

・経済的困窮の背景には、社会的孤立の問題が膨大な裾野として存在しているので、単に制度の 対象とされている生活困窮者を支援しても問題は解決しない。自治体や相談支援の現場として は、背景としての社会的孤立の問題を広く捉える必要がある。この背景については、障がい者 や高齢者問題を含めた、世帯の単身化や孤立化、ひきこもりの若者、親から子どもへの貧困の 再生産など、制度だけでは支えきれなくなってきていることの認識が必要である。子どもや若 者の問題が深刻である。

- ・高齢化率の高い高島市においては、障がい者やひきこもりの当事者などの高齢化も進んでいる。 高齢者虐待の相談、生活保護費受給世帯も増加してきており、家族から適切な支援を受けられ ないなど、家族関係の決裂や、地域の中で孤立している人の問題を感じている。
- ・複合的に課題を抱えている家庭がある。困難な生活環境による2次障害も考えられ、家族全体 の支援が分野を超えて必要である。

○第2回 平成25年8月8日(木)

劝

- 1. 高島市における各種相談窓口と相談実績について
- 2. 各分野の現状について

 事

項

- ・報告: NPO 法人 リバティー・ウィメンズハウス おりーぶ 山本良子委員
- ・報告:社会的ひきこもり家族の会「みにとまと」 渡辺恭初委員
- 3. 生活困窮・社会的孤立の対象者像について意見交換 (グループワーク)

意

- ・支援困難ケースは子どもから高齢者にまで及び、総合相談体制をどのように作るのかを議論する必要がある。ただ、たくさん相談窓口があるにも関わらず、なぜ次々と問題が出てくるのか
 - ということも考えないといけない。分野を超えての相談窓口のつながりが弱いため、漏れてく

る相談を横つなぎし、バックアップするコーディネーターの存在が求められる。

見内容

- ・障がい者などの生きづらさを抱えた方がチャレンジしていける環境、チャレンジに失敗しても 戻ってこられる場所を作ることが必要である。そこで起きた課題を解決するための施策が開発 できるとよい。
- ・ひとつの相談に隠れている問題を他機関で共有し、行政や専門職、住民による連携、協働により総合的に支援する必要がある。社会的に孤立しやすい状態にある方など、要援護者と地域とのつながりを重視することは、見守りネットワークの基盤作りにもつながっている。

○第3回 平成25年9月6日(金)

1. 前回のグループワークの振り返り

協議

事

項

2. 各分野の現状について

・報告:滋賀県社会福祉協議会 谷口郁美委員 「政策懇談会における懇談テーマの概要」について

3. 事例検討

『民生委員から相談があった、60歳代の支援が必要な男性への対応』

・事例提供者: 高島市社協 新旭地域 総合支援係長 河野みゆき氏

意見

内

容

・アルコールなどの依存症、ひきこもり、発達障がいのボーダーなど、制度の対象でなく、その上、 周囲の支援も得られずに地域の中で埋もれてしまっているケースがある。制度で対応できない部 分を地域のネットワークで支援することが大切である。支援者も、制度の狭間の問題を抱えてい る方を支えることで疲弊している。この問題についてのスーパーバイザーがいないという問題も ある。

- ・トータルサポートシステムとして、制度間や相談窓口間をつなぐこと、世帯や人を制度で分断 しないことと併せて、支援者の支援のためのバックヤード機能としての専門職が求められる。
- ・地域の気になる方のことを窓口に相談してもその後どうなっているのかが住民にはわからない。
- ・就労や作業などによって社会とのつながりを持ち、自分の役割を創出することが自立に向けた前向きな意欲につながっていく。就労先などの出口資源がなければ入口があっても対応ができない。

○第4回 平成25年11月8日(金)

1. 前回までの振り返り

協議

事

項

2. 事例検討

①生活保護担当

報告:清水 潤平氏 高島市健康福祉部 社会福祉課 主任(生活保護ケースワーカー)

②地域包括支援センター

報告:森江 里美委員 高島市 南部地域包括支援センター 主任保健師

3. まとめに向けた意見交換

意見

内

容

- ・事例検討において重要なことは、その事例がどのような特徴や背景を持っているのかを関係者 が共有することと、そのような事例に対する資源や対応する仕組みを作っていかないと、同様 の課題を抱える方たちを支えられないということを考えることである。
- ・高齢者については、介護支援から「生活支援」、「社会参加支援」が必要であるケースが増えている。高齢者の居場所が限られている中で、受け皿を拡大していくことが必要である。
- ・若年性認知症など、介護保険によるサービスでは年齢的なギャップがある人に対しても柔軟な 使い方ができる公的サービス、軽作業ができる場などの居場所づくりが必要である。また、介 護者の会などを活用した家族支援も必要である。
- ・たくさん相談窓口がある中で、それぞれが総合力を発揮できず、ケースへの十分な関わりができずに苦労している。相談窓口をつなぎ、話し合う場の設定があれば、解決方法も見えてくるのではないだろうか。また、情報を共有し、足りない社会資源を明確にして課題化する仕組みがあれば、公民でどのように社会資源を作っていくかという話し合いに発展できる。

○第5回 平成25年12月20日(金)

協議事

項

- 1. 前回までの振り返り
- 2. まとめに向けた意見交換

・社会的孤立によって経済的困窮に陥るという方が増えている。そのため、社会的孤立がなくならなければ根本的な対策にはならない。制度の目的を生活保護費の抑制と狭く解釈すると、生活困窮者支援の話も狭くなってしまう。

意見内

容

- ・制度を理想的に運用していくためには相談の質、コーディネーターの質が問われる。相談をつなぐということは、相談を振ることではない。「つなぐ」が「振る」になってしまうと単なるたらい回しになり、問題解決にはならない。他機関につなぎっぱなしではなく、最後まで見届けることが必要である。相談を断った方、相談から漏れてしまった方のその後の支援が必要である。
- ・それぞれのネットワークの考え方に共通理念がないといけない。社会参加資源をどう開発する かということを明確にすれば、共通目的も見つかるのではないだろうか。
- ・地域生活の質とは、人と関わりながら生きていくということで、地域生活支援であり社会参加 でもある。まちづくりの考え方と一体的に考えていく必要がある。

平成26年度 「高島市地域福祉計画」中間見直し及び「高島市地域福祉推進計画」 策定のための生活困窮者支援に関する方策検討会議 記録

○第	1回 平成26年7月10日(木)
協	1. 概要説明とこれまでの経過
議	2. 計画の中間見直し及び策定について
事	3. 円滑化事業及びモデル事業
項	4. 今後のスケジュール
意見内容	 ・どこの課にも属さないような相談が持ち込まれることがある。本当に困っている人をどうつないでいくのか。相談窓口で待機しているだけでは、つないでいくことは難しい。また、社会資源が増えることはよいが、相談を受ける専門職がどこかに当てはめてつなぐかというジレンマに陥っている。 ・身近な関係機関とはつながっているが、そこだけでは対応しきれないということも最近では出てきた。幅広いネットワークを作りたい。 ・生活困窮が原因で、ひきこもりや犯罪につながり、問題が表出することもある。予防的な支援も考えないといけない。 ・支援のための情報共有をするにあたって、官民協働の場ができたことは成果と考える。仕組みを考えるだけでなく、関係者を集めて会議を開き根本的にニーズを捉えようとする取り組みへとつなげたい。
○第	2回 平成26年8月7日(木)
協	1. 高知市視察報告
> t-	2. 地域福祉計画 基礎調査結果
議	3. 意見交換
事	4. 実践事例の視聴(NHK北海道 クローズアップ)
	5. その他 (1) アンケートについて
項	(2) 今後の予定
	・支援の対象者は行政もつかみかねている。幅広く捉えないといけないが、それはどこまでを範囲
	とするのか。実践の中で具体的なターゲットが見えてくるだろう。
7.	・負の連鎖と言われる中での、高知県の学習支援の取り組みは、具体的な既存の資源を使ってうま
意	く始められており、すごいと思う。高島市内でも既にボランタリーな取り組みをしているところ
見	もあり、教育委員会とも話し合いながら進められたらと思う。
内	・人手がほしいところは短時間、短期間でもしてほしい仕事はある。こういった方たちを社会全体
容	で支えていく時代だということを、広い範囲に対して呼びかける。
	・高島市の特性として林業や農業に広げるのも選択肢のひとつである。出口がないとどうにもならない。
	・仕組みとして、社協内部の統合化、外部の相談機関、そして行政の庁内連携、この3つの歯車が
	回っていかないと機能しないのではないだろうか。

○第3回 平成26年9月8日(月)

協

議

事

項

- 1. 参加者アンケートからの事例報告、意見交換【2例】
- 2. 事業実施体制図(案)
- 3. その他
 - (1) 視察簡易報告(野洲市·大津市社協)
 - (2) 今後の予定
 - ・今は親の年金があって生活に困らないが、将来的に親がいなくなったときに、その子どもはどう なるのかといった問題などは、どこが受ければよいか分からないので、調整する機関、機能が必 要である。
 - ・声なきSOSに対して、市には調査機能をもっともっと発揮してもらいたい。
 - ・住民からすれば、行政・社協・施設など制度側はすべて「お上」であり、同じ目線で相談を受け 止める機能が必要である。NPOなども活用する。
 - ・社会福祉の世界の質の悪い「つなぐ」というものが「振る」ということであり、そうなるとネットワークが振り合いになる。「命や生活をつなぐ」という姿勢が重要である。
 - ・ある程度伴走しないと相談の本質が明らかにならない。どれだけのケースが抱えられるのか。相談者に安全な場所と思われていないことに問題がある。相談の本質を引き出すための知恵が必要で、相談員の育成もしていかなければならない。
 - ・相談は制度で縦割りになるが、窓口につないだ後にコーディネーターが機能するような仕組みが 必要である。制度で対応できず、つながらないこともコーディネートしていくような機能はこれ までにはなかった。
 - ・専門職と地域住民がチームを作って訪問できるとよい。
 - ・ニーズ発見の経路には、当事者組織(家族及び本人)、小地域の住民の理解や見守り、サービスや支援の3つがある。その3つが協力して、それぞれを強化する方策を土壌に持たないと、相談機関がいくらアウトリーチしても受け入れてもらえない。

意 見 内 容

○第4回 平成26年10月17日(金)

協

- 1. 参加者アンケートからの事例報告、意見交換【2例】
- 議
- 2. 地域福祉計画について

事

- 3. 実施体制と支援の流れ (イメージ)
- 4. 今後のスケジュール

項

5. その他 (1) 自立相談支援センター(仮称)の名称について

意見

内

容

- ・就労支援以前に、若い間にしっかりと教育が受けられ、日常生活の常識やコミュニケーションが 普通にできるようにするような予防的取り組みが必要である。
- ・出口資源の開発の前提として、企業側の理解が不可欠である。滋賀の縁創造実践センターの試み のひとつとして、企業と中間就労や生活困窮者支援についてざっくばらんに話す懇親会を持った。 反応もよかったので高島市でもできればよい。
- ・新たなネットワークの構築に当たっては、すでにあるネットワークとの整理が必要である。
- ・ソーシャルビジネスの視点で、地域課題解決につながる仕事の開発が求められる。山や田畑の荒廃が進み、集落の高齢化が進む中で、村の普請が困難になっているところをビジネスチャンスとして手助けできるのではないだろうか。地域課題の把握が必要である。そういった小さな仕事を 丹念に見つけていく、地域を細かく回っていくという就労支援員の役割が大事である。

○第5回 平成26年11月7日(金)

協議

- 1. 地域福祉計画・地域福祉推進計画について
- 2. モデル事業中間報告

0

- 3. 各会議体の役割・機能について
- | 4. 自立相談支援センター(仮称)の名称について
 - 5. その他 (1) 今後のスケジュールについて

事項

・家族が様々な課題を抱えているケースが多い。相談窓口に来た人の話だけでは問題の全容が見え にくいので、本人の性格やこれまでの生活歴など、隠れた部分にも支援の目を張っていくことも 必要である。また、いつ誰から相談があったかなど、そういった記録も一覧表に残しておく。

意

- ・「ちょっと気になる人」を見守りネットワークや民生委員さんが、こんな人がいるといった相談に つながってくることが大事である。相談につないで終わりでなく、その方が地域で暮らしていけ るように、地域住民と一緒にどのように支えていくのかを考えないといけない。
- ・ガイドラインがもっとよくなるための仕組みの検討素材の東ね方や、それぞれのケースでどのような連携が求められたかを整理すると、必要な資源や連携でここを強化しないといけないということが見えてくる。

内容

見

- ・運営委員会について、行政の福祉部局以外の商工観光の部署の方は、庁内連携会議だけではリア リティが持てない。運営委員会に福祉部局以外の方にも顔を出してもらえると現場の今の動きや こういった問題があるということが理解してもらえるのではないか。
- ・この取り組みによって役所がどれくらい楽になるといったことや、民間企業の方については経済 的なメリットといった話を同時進行でしていかないといけない。

本手引き作成にあたって、各委員から本手引きに関する意見をいただいたもののうち、反映できていないもの(残された課題)を以下に示します。

今後も運営委員会で継続して協議し、必要に応じて手引きの修正を行います。

第1章

- ・「生活困窮者とは」からはいるのではなく、新法制定に至った背景を述べたほ うが読む側に理解しやすい。
- ・社会的孤立について、社会的排除とは表裏の関係にあることや単に地縁の問題だけではなく所属の無さが社縁(学校・職場など)や福祉の制度とのつながりのなさにも影響を与えているので、社会的孤立のスパイラルの深刻さに触れていただけるとありがたい。
- ・図1-1社会的な援護を要する人々の仕分け内容については再考を要すると 考えます。生活困窮者=あってはならない存在とあえて位置づけない考えを 持っています。
- ・「教育と福祉の連携の不足が問題」とはよく言われてきたことですが、後の章 で具体的に示せないと一般論に終わってしまいそうです。教育を学校現場と とらえたとき、何が不足しているか、風通しの悪い部分は何なのか等々。

第2章

- ・制度の目指す目標や基本理念の前に、新しい生活支援の仕方と既存の制度体 系の比較を述べた方が、流れがよくてわかりやすいと思います。
- ・「出口」という表現については他の項目でも出てきているが、出口の外には自立があるのかというとそうではなく、ステップを積み重ねてその人なりの自立に向かうのだと考えます。ここは「支援プログラム」でよいのではないか。
- ・早期発見・早期対応はとても大切だと思うのですが、当事者にとっては「何の権限があって…」というトラブルにもなりかねません。最初の声掛けは(住民任せでなく)専門知識のある方の手助けなどが必要ではないでしょうか。 社会的に孤立している人だからこそ、アウトリーチの場合は特に配慮が必要だと思います。
- ・「教育現場で発見される子どもの課題を福祉につなぐ」という表現があるが情報共有のレベルから先はどうすれば良いか。教育が抱えすぎなのでしょうか。 たくさんの立場につないでおけば、学校卒業後も支援がつづく。このことを実現できればよいのでしょうか。学校教育に福祉の機能を求めることになってしまわないように、何かシステムがいるのでしょうか。

第3章

- ・生活保護とは別の制度であるとはいえ、少なくともインフォーマルに連携していく局面が出てくるのではないでしょうか?生活保護の被保護者就労支援との連携は無理なのでしょうか?
- ・社協は生活保護のケースワーカーと連携して、地域ごとのサイレントプアを 掘り起こすための支援を織り込んではいかがでしょうか。
- ・社協の総合相談体制について、今後障がい者の相談窓口(計画相談事業所) も検討されているのでしょうか。
- ・社協の各地域担当のコミュニティソーシャルワーカーの動きとして、本部に 常駐ではなく、各保健センターの地区担当保健師や福祉担当職員(民生委員 担当)との連携しやすい環境として、保健センター内に常駐することは無理

53

でしょうか?社協の各地域の介護保険事業所内では地域支援とサービス事業所との線引きが難しいと思います。

第4章

- ・全体を通して、相談支援体制の記述に多くの頁をさいている感じがします。
- ・ワンストップ型の進め方を一貫して貫いたほうがよいと思います。相談支援 に関してはしっかりまとめられていますが、ワンストップ型の就労支援体制、 ワンストップ型の居場所、就労準備支援等についても織り込んだほうが良い と思います。
- ・相談支援センターの運営体制(人員配置)において、人件費の問題はありますが、第三者的な顔見知りでない(専門職によるカウンセリング)の人材が必要ではないでしょうか?
- ・運営委員について、当事者・支援団体のネットワーク化も必要ですが、アルコールの関係で「断酒会」は高島でもかなり以前から活動されています。経験の少ない保健師はその団体の存在すら把握していない可能性もあります。また、外見からはわかり難い難病患者への支援に関連して保健所も参画いただいてはどうでしょうか。

全体

- ・就労支援の場を確保し、開拓していくためにはハローワークだけでなく、商工関係者、JAなどの協力を求めていくことを記述したほうがよいのではないか?
- ・『社会的孤立』についてですが、当事者といっても本人が考えていることとその親が望むこととでは少し差異があるのではないでしょうか?誰もが社会と濃密な関係を持ちながら暮らしていくことができればよいですし、親亡きあとの安心を準備しておきたいのかもしれませんが、他者とのコミュニケーションが苦手でストレスがかかりすぎる方もおられますし、程よい距離感を持ちながら見守っていただける関係がベストだと思います。まずは、本人がどうしたいのかに耳を傾け、本人の特性を理解し、お互いの存在や違いを認め合える社会が作っていけないと、逆にあの人はみんなと違うというレッテルや偏見を作り出す危険性もありますので、地域への啓発も同時に取り組んでいく必要があると思います。いろんな背景があり人とのコミュニケーションが苦手な方がおられると思いますが、予防的な取り組みとして乳幼児期から自我確立までの体験を支援していく広い意味での子育て支援も重要かと思います。
- ・相談フロー図に "関係機関からの紹介"で太い矢印がありますが、この最初の相談(例えば、民生委員さんが保健センターの担当職員に相談する場合)で初期相談の段階でのケースの見立てを見誤らないように、相談窓口のスキルアップ(底上げ)が大切に思います。特に、行政は人事異動で大きく体制が変わってしまう可能性があり、市全体での人材育成の計画的な取り組みが必要だと思います。

平成25年度 高島市福祉のまちづくり推進委員会小委員会 生活困窮・社会的孤立への対策検討委員会 名簿(敬称略)

平成25年6月現在

	お名前	ご 所 属
		高島市福祉のまちづくり推進委員会
1	藤井 博志	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長
1	旅介 诗心	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授
2	内藤 哲也	高島市障がい者相談支援センターコンパス 副センター長
3	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
4	上田 弘美	高島市ボランティア・福祉学習センター運営委員会 委員
		当事者・支援団体
5	渡辺 恭初	社会的ひきこもり家族の会「みにとまと」 世話人代表
6	山本 良子	NPO法人リバティー・ウィメンズハウス・おりーぶ 理事長
		関係機関・団体
7	一圓 守造	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
8	河原田 良明	社福)大阪自彊館 救護施設 角川ヴィラ施設長
		行政機関
9	多胡 重孝	高島市少年センター、あすくる高島、高島市子ども・若者総合相談窓口 所長
10	中島 勲	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主監(生活保護担当)
11	森江 里美	高島市 南部地域包括支援センター 主任保健師
12	西川 孝史	高島市 北部地域包括支援センター 主事(社会福祉士)
		社会福祉協議会
13	谷口 郁美	社福)滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部長
14	馬塲 八州男	社福) 高島市社会福祉協議会 事務局長
事	井岡 仁志	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課長
務局	杉本 学士	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課 係長
	松本 道也	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課 主任

平成26年度 「高島市地域福祉計画」中間見直し及び「高島市地域福祉推進計画」 策定のための生活困窮者支援に関する方策検討会議 名簿(敬称略)

平成26年6月現在

	T	
	お名前	ご 所 属
		高島市福祉のまちづくり推進委員会
1	 藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長
	₩升 時心 ◎	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授
2	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
		当事者・支援団体
3	渡辺 恭初	社会的ひきこもり家族の会「みにとまと」 世話人代表
4	山本 良子	NPO法人リバティー・ウィメンズハウス・おりーぶ 理事長
		関係機関・団体
5	一圓 守造	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
6	田村 きよ美	社福) 虹の会 統括施設長
7	河原田 良明	社福)大阪自彊館 救護施設 角川ヴィラ施設長
8	伴 英治	社福) ゆたか会 清風荘施設長
9	野田 隼人	高島法律事務所 弁護士
10	井ノ口 博一	ハローワーク高島 就職促進指導官
11	上田 多絵	湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
		行政機関
12	多胡 重孝	高島市少年センター、あすくる高島、高島市子ども・若者総合相談窓口 所長
13	小川 祥枝	高島市 市民生活部 生活相談課 参事
14	栁川 環実	高島市 南部地域包括支援センター 参事(社会福祉士)
15	西川 孝史	高島市 北部地域包括支援センター 主査(社会福祉士)
		社会福祉協議会
16	谷口 郁美	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部長
17	馬塲 八州男	社福) 高島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長

◎座長

	中村 久雄	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
事	中島 勲	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主監
務	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主任
局	井岡 仁志	社福)高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長
	杉島 隆	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課 相談支援係長

高島市 生活困窮者支援の手引き(第1版)

発 行:平成27年3月

高島市•社会福祉法人高島市社会福祉協議会

事務局:滋賀県高島市勝野215番地(高島市社会福祉協議会内)

電話 0740-36-8220 FAX0740-36-8221